

令和 2 年度 事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金 公募要領

1 事業の概要

県内のエネルギー効率的利用の推進、及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県内事業者等に対し、効果的な省エネルギー設備の導入、太陽熱利用設備の導入及びコージェネレーションシステムの導入に要する経費に必要な費用を補助する。

2 補助対象事業・補助対象事業者・要件・補助対象経費・補助金の額

補助対象事業・補助対象事業者・要件・補助対象経費・補助金の額については、別表 1 のとおりとする。

◎注記事項

○別表 1 の「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者」とは、以下の(a)～(h)に該当する法人又は個人事業主を指す。（中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
(a) 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（(b)～(d)を除く）	3 億円以下	300 人以下
(b) 卸売業	1 億円以下	100 人以下
(c) サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
(d) 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
(e-1) ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
(e-2) ソフトウェア業	3 億円以下	300 人以下
(e-3) 旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

(f) 企業組合

(g) 協業組合

(h) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

○別表 1 の「知事が認める省エネルギー診断」とは、エネルギー管理士（エネルギーの使用の合

理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 8 条に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けている者）が所属する法人又は団体が実施する省エネルギー診断で、補助事業者が事業を行おうとする事業所全体の設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修について提案が行われているものをいう。

○補助対象設備をリースにより設置しようとする場合は、リース契約に基づき、補助対象設備の貸付を行う者（以下「リース事業者」という）も共同事業者として、補助金の交付の対象となる。

○（一財）省エネルギーセンター実施の省エネ診断の詳細については、（一財）省エネルギーセンターまでお問い合わせください。

（一財）省エネルギーセンター 近畿支部 TEL：06-6539-7515

3 応募手続

(1) 必要書類（正 1 部、副 1 部）

- ①【第 1 号様式】事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付申請書
- ②【第 2 号様式】事業計画書
 - 導入設備の設置予定箇所がわかる位置図及び写真
 - 既設設備の設置箇所がわかる位置図及び写真（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
 - 既設設備の写真（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
- ③【第 3 号様式】事業所全体のエネルギー使用量及び削減量見込み（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
 - エネルギー使用量がわかる書類の写し
 - エネルギー削減量の算定について説明する資料
 - 導入予定機器の仕様書
- ④【第 4 号様式】収支予算書
 - 見積書の写し
- ⑤【第 5 号様式】施設所有者の設置承諾書（設備設置者と施設所有者が異なる場合）
- ⑥【第 6 号様式】リース料金計算表（リースによる設備設置する場合）
- ⑦省エネ診断機関等が発行する省エネルギー診断報告書（「高効率エネルギー設備導入事業」のみ）
- ⑧導入する設備のパンフレットやカタログ等（製品名、消費電力量等の設備の能力が明記されているもの）
- ⑨応募者の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等）
- ⑩商業登記簿謄本、又は個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- ⑪過去 1 年分の貸借対照表および損益計算書（又は収支計算書）

- ⑫県税全てに滞納がないことを証する納税証明書の写し
- ⑬消費税に滞納がないことを証する納税証明書の写し
- ※⑫および⑬においては、直近 6 か月以内のものとする。

(2) 応募受付期間

令和 2 年 5 月 1 9 日 (火) から令和 2 年 1 2 月 2 8 日 (月) まで (必着)

※先着順につき早期に受付を終了することがあります。

(3) 提出先

奈良県 水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 エネルギー政策係
(〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL : 0742-27-8016 FAX : 0742-27-6395)

(4) 提出方法

書留郵便など記録が残る方法で送付すること。持込みの場合、事前に水資源政策課エネルギー政策係へ連絡のうえ、日時を決めて持参すること。

(5) 応募書類 (様式) 入手方法

①ホームページからダウンロード

URL : <http://www.pref.nara.jp/33062.htm>

②窓口配布

奈良県 水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 エネルギー政策係
配布時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日は除く)

4 受付

(1) 申請書の受付前審査について

申請書の提出にあたり、水資源政策課において受付の前に審査し、以下の項目をすべて満たすことを確認したうえで申請書の受付とする。

上記により受付日が確定した際には、速やかに申請者に受付日を通知するものとする。

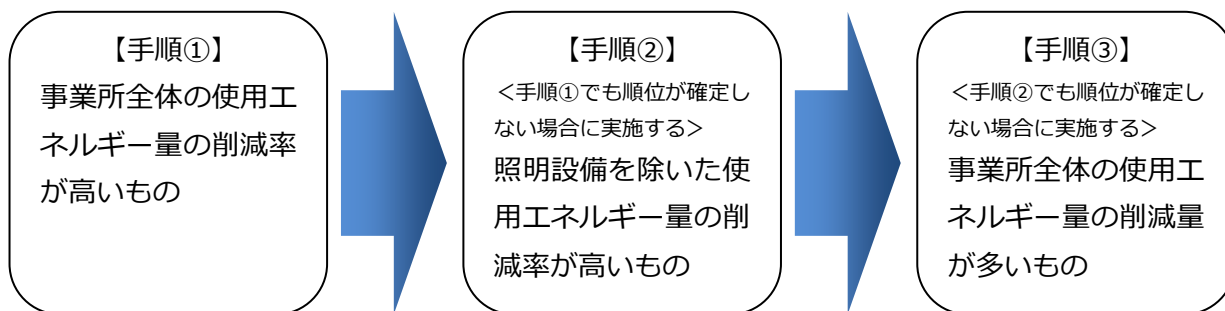
①3の(1)に記す必要書類がすべてそろっていること。

②別表 1 に示す要件を満たすこと。

※省エネ診断において、提案された設備と異なる能力の設備を導入する場合、省エネ診断において示された使用エネルギー量の削減量を再計算する必要があります。特に、補助対象要件の 15% の削減見込に影響を与える場合は、補助要件を満たすことを確認するまでに時間を要する場合があります。受付日の確定が遅くなる可能性があります。

(2) 受付日が同日であるものが2者以上いた場合について

本補助金の採択にあたっては先着順となるため、受付日が早いものが優先となる。しかし、受付日が同日となるものが2者以上いた場合は、以下の手順により優先順位を決定する。



※削減率はパーセント（%）で表し、小数点第3位以下は切り捨てとする。

※使用エネルギー量の削減量は熱量単位ジュール（J）で表し、小数点以下は切り捨てとする。

5 審査・採択

(1) 審査

「4 受付」により応募書類を受付したのち申請内容を精査し、その内容に疑義が生じた場合は速やかに応募申込者に連絡し、説明を求める。

(2) 採択

審査により申請内容が妥当であることが確認できたものを採択とし、審査結果（採択/不採択）については、その結果に関わらず、補助事業者あて文書で通知する。

なお、選考の経過等についての問合せには応じられない。

(3) 結果の公表

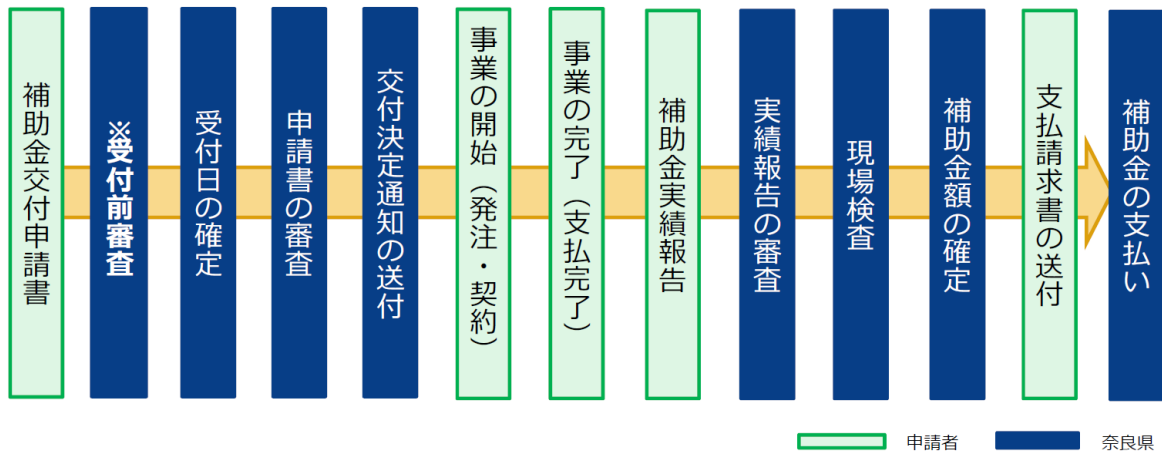
本補助金の採択結果およびその事業内容の概要について、奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課のホームページで公表する場合がある。

ただし、公表する場合は、事前に事業者連絡し、公表内容等について十分に協議したうえで公表することとし、特別配慮すべき理由がない場合は、補助事業者は公表に協力しなければならない。

(4) 補助金事務手続き等について

採択後、補助金の交付に関する手続き等についての説明を該当者に行う。

補助金交付申請から補助金交付までの流れ



6 補助金の交付等

(1) 補助額及び対象経費

補助額については、別表 1 のとおりとする。

(2) 対象経費

設備費及び工事費（別表参照）。ただし、消費税および地方消費税は、補助対象外となる。

なお、補助対象となる経費については、補助金の交付決定日から令和3年2月26日（金）までに設備を取得し、支払いが完了しているものに限る。

※補助対象事業（支払い完了を含む）が令和3年2月26日（金）までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに水資源政策課へ相談し、その判断に従うこと。

※補助対象経費について

設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、機器等の購入。
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費。本工事費に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費。改修据付等に要する経費。

当該事業に係る土地の取得及び賃借料は補助対象外になる。

(3) 補助金の交付

①実績報告の提出（第4号様式）

事業者は補助金事業の完了後（支払いを含む）、速やかに実績報告書を水資源政策課まで提出しなければならない。

②書類審査・現地検査

①により提出された実績報告に基づき、書類審査および現地検査（出来高確認）を実施し、申請内容が履行されていることを確認する。

③補助金額の確定

②により申請内容の履行が確認された後、補助金の額の確定を行い、速やかに補助金額の確定通知をもって補助事業者に知らせるものとする。

(4) 財産の処分制限

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、「奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領」に定めるところによる。

(5) リース契約期間の制限

リース契約の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用期間以上でなければならない。

(6) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

- ①奈良県補助金交付規則（平成 8 年奈良県規則第 8 号）の規定に違反したとき。
- ②補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
- ③交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ⑤リース契約において、リース契約期間内にリース契約を解約したとき。

7 成果の取り扱い

本事業の趣旨に照らし、採択された事業の工事途中及び工事完了後の事例を、事業者によるエネルギー効率的利用事例として、セミナー等を通じて広く県内に情報発信するために、補助事業者に対して情報提供の要請する場合がある。補助事業者は、要請があった場合は、稼働後のモニタリングデータなど、提供可能な範囲で情報提供に協力し、これらの普及啓発活動に積極的に協力するものとする。

別表 1

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助金の額
(1) 高効率エネルギー設備導入事業	<p>次の各号掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 次の①～③に掲げる要件のうち、いずれか一つに該当する者であって、知事が適当と認める者。</p> <p>① 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者。</p> <p>② 医療法第 39 条（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する医療法人。</p> <p>③ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人。</p> <p>(2) 奈良県内に事業所を有すること。</p> <p>(3) 交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。</p> <p>(4) 県税を滞納していない者であること。</p>	<p>省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で 15%以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。ただし、照明機器の設備改修に係る経費が補助対象経費の全体に占める割合は、50%未満とする。</p>	<p>設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）</p>	<p>補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（当該算出した額が 2,000 千円を超える場合は、2,000 千円）以内の額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）</p>
(2) 太陽熱利用システム導入事業	<p>次の各号掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 奈良県内に事業所を有する事業者であること。</p> <p>(2) 県税を滞納していない者であること。</p>	<p>集熱器総面積 10m² 以上であること。</p>		<p>補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（当該算出した額が 500 千円を超える場合は、500 千円）以内の額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）</p>
(3) コージェネレーションシステム導入事業	<p>次の各号掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 奈良県内に事業所を有する事業者であること。</p> <p>(2) 県税を滞納していない者であること。</p>	<p>停電時自立運転機能付きであること。</p>		<p>補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（当該算出した額が 1,000 千円を超える場合は、1,000 千円）以内の額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）</p>